

インフルエンザ「警報」の解除について

平成27年2月20日

| | |
|------------------|----------|
| 奈良県保健予防課感染症係 | |
| 中西（3132） | 三田（3225） |
| 0742-22-1101（代表） | |
| 0742-27-8612（直通） | |

平成27年1月8日に発令していましたが奈良県内におけるインフルエンザ流行の警報発令を解除したのでお知らせします。

県内のインフルエンザ流行状況より、昨年第50週（平成26年12月8日～12月14日）のインフルエンザの定点当たりの患者報告数が「14.15」となり、注意報発令の基準となる「10」を超えました。また、昨年第52週（平成26年12月22日～12月28日）のインフルエンザの定点当たり患者報告数が「31.69」となり、警報発令の基準となる「30」を超えました。

第7週（平成27年2月9日～平成27年2月15日）のインフルエンザの定点当たりの患者報告数が「5.76」となり、警報解除基準の「10」を下回ったことから、本日をもって警報を解除します。

「インフルエンザ警報」が解除され、患者報告数も減少してきていますが、引き続き、手洗い・うがいや咳エチケットの徹底など、感染拡大をお願いするとともに、38℃以上の発熱、頭痛等インフルエンザを疑う症状が現れた場合には、マスクを着用の上、最寄りの医療機関を受診するようにお願いします。

1. 警報解除

1週間当たりの患者報告数が減少し、警報解除基準の「10」を下回りました。

※第7週（平成27年2月9日～平成27年2月15日）の定点当たり患者報告数が5.76

2. 流行の状況

本県での定点当たり患者報告数が昨年第52週（31.69）をピークとし、減少しています。

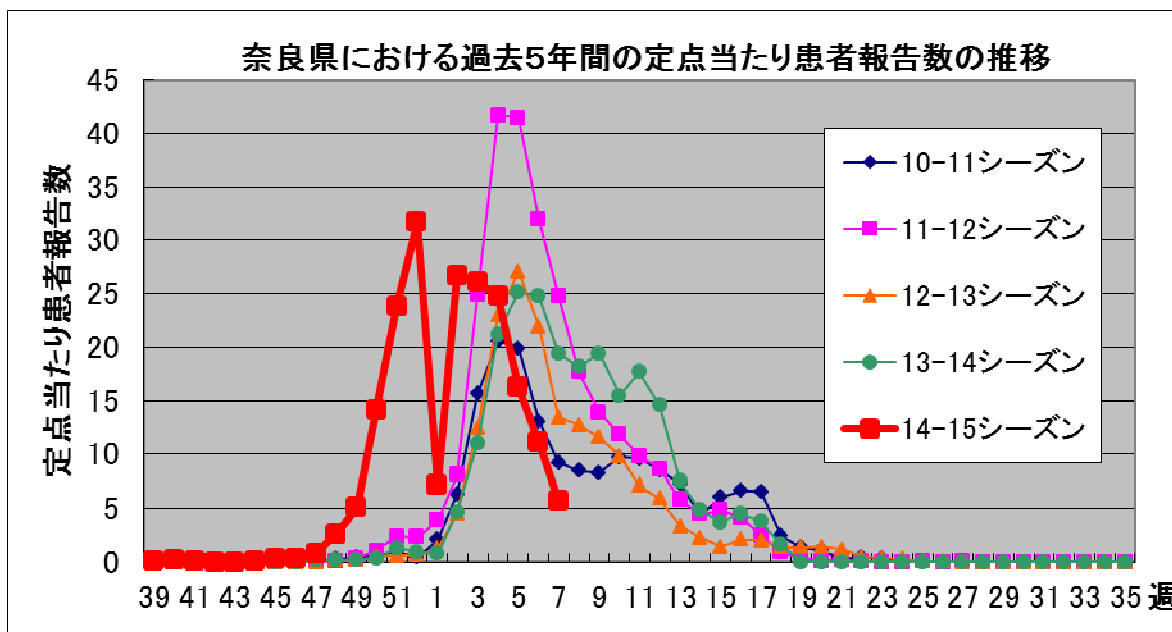
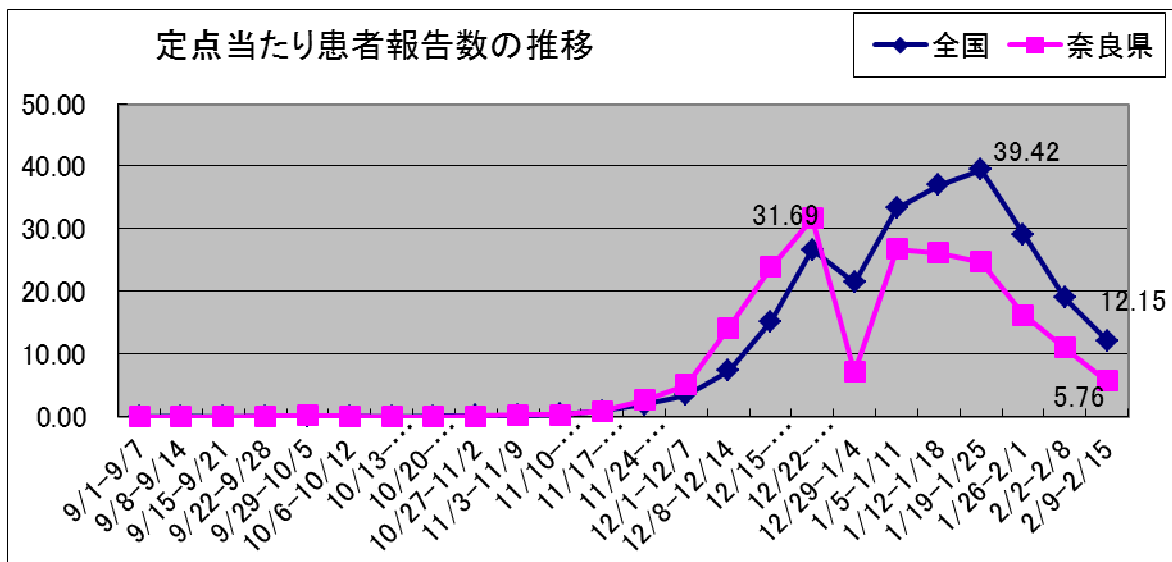
| 定点週 | 第3週 | 第4週 | 第5週 | 第6週 | 第7週 |
|-----|-----------|-----------|----------|---------|----------|
| 期間 | 1/12-1/18 | 1/19-1/25 | 1/26-2/1 | 2/2-2/8 | 2/9-2/15 |
| 奈良県 | 26.11 | 24.72 | 16.22 | 11.07 | 5.76 |
| 全国 | 37.00 | 39.42 | 29.11 | 19.03 | 12.15 |

3. 予防について

- ・ 感染予防と感染拡大の防止のため、外出先から帰った時など、こまめに手洗いやうがいをしましょう。
- ・ 咳やくしゃみの症状があるときはマスクをするなど、咳エチケットを徹底しましょう。
- ・ 日頃から十分な休養とバランスの取れた栄養摂取を心がけましょう。
- ・ 室内の乾燥を避け、適度な湿度を保ちましょう。
- ・ インフルエンザにかかったかなと思ったら、マスクを着用のうえ、早めに医療機関を受診しましょう。

資料

○発生状況



※ 定点とは県が指定した医療機関で、インフルエンザについては54か所の医療機関から週1回患者数が報告されます。